

「公正競争ワーキンググループ」開催要綱

1 目的

「公正競争ワーキンググループ」は、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会」(以下「特別委員会」という。)における議論を踏まえ、電気通信事業分野における公正な競争の確保の在り方について検討を行うことを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループ(以下「本WG」という。)は、「公正競争ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) 電気通信事業分野における公正な競争の確保に関する基本的な考え方
- (2) NTT東西^{*1}の通信インフラの在り方
- (3) NTT東西等の業務の在り方
- (4) NTTグループ^{*2}に関する公正な競争の確保の在り方
- (5) その他必要と考えられる事項

*1：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社をいう。

*2：日本電信電話株式会社グループをいう。

4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員等は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査及び主査代理を置く。主査及び主査代理は、特別委員会主査が指名し、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を特別委員会主査に諮り、本WGの構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員等以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (6) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とし、構成員以外の者の出席を制限することができる。
- (2) 本WGで使用した資料及び議事概要については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本WGの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課において行う。

(別紙)

「公正競争ワーキンググループ」構成員等

(敬称略・構成員は五十音順)

| | | |
|--------|--------|---------------------------------------|
| | 相田 仁 | 東京大学 特命教授 |
| | 大谷 和子 | 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長 |
| (主査代理) | 大橋 弘 | 東京大学 副学長/大学院経済学研究科 教授 |
| | 高橋 賢 | 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授 |
| | 西村 暁史 | 中央大学 法学部 教授 |
| | 西村 真由美 | 公益社団法人 全国消費生活相談員協会 理事 / I T 研究会 代表 |
| | 林 秀弥 | 名古屋大学大学院 法学研究科 教授 |
| | 矢入 郁子 | 上智大学 理工学部情報理工学科 教授 |
| (主査) | 山内 弘隆 | 武蔵野大学 経営学部 特任教授 |

オブザーバ 日本電信電話株式会社

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

一般社団法人テレコムサービス協会

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟